

第7編 業務(初狩憩いの公園サッカー場管理要綱)

○初狩憩いの公園サッカー場管理要綱

(平成25年12月1日告示第1号)

改正 平成31年3月4日告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、大月都留広域事務組合体育施設の設置及び管理に関する条例(平成15年条例第1号。以下「条例」という。)第3条に定める初狩憩いの公園サッカー場(以下「サッカー場」という。)の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可の特例)

第2条 大月都留広域事務組合体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成15年規則第1号。以下「規則」という。)第2条の規定に拘わらず、サッカー場を大月市初狩町の住民が次の各号に掲げる事由で利用するときは、大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)が備えるサッカー場使用簿に必要事項を記載することにより、使用許可申請書の提出に替えることができる。

- (1) 町内全体のイベントで使用するとき
- (2) 個人の健康増進活動のために使用するとき
- 2 前項の申請を行うときは、イベントの概要又は初狩町に在住していることが明らかであると認められる書類等を提示しなければならない。
- 3 規則第3条の規定に拘わらず、第1項の許可については、使用簿への記載をもって許可したものとみなす。

(利用者調整会議)

第2条の2 組合は、大月市及び都留市(以下「両市」という。)の体育連盟に加盟しているスポーツ団体から、サッカー場の使用許可申請についての要請を受け、組合が必要であると認めた場合は、スポーツ団体代表者等と利用調整を目的とした初狩憩いの公園サッカー場利用者調整会議(以下「調整会議」という。)を開催することができる。

(使用許可申請の特例)

第2条の3 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、規則第2条第2項に規定する受付期間の始期に定める日より前に、サッカー場使用許可の申請を受け付けることができる。

- (1) 両市若しくは両市の教育委員会及び両市の小中学校体育連盟が主催する大会又はイベントによる使用
- (2) 前条に規定する調整会議において利用調整された使用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、組合が特に必要と認めた使用

(使用料の減免)

第3条 組合が、サッカー場を次の各号で使用すると認めたときは、条例第8条の規定により、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 組合を構成する市又は市の教育委員会が主催する大会 免除
- (2) 前条第1項の規定による使用 免除
- (3) 組合を構成する市のスポーツ少年団 5割免除
- (4) その他特別な理由があると組合が認めたとき 5割免除

(サッカー場内の禁止行為)

第4条 サッカー場内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 金属製ポイントスパイクの使用、ハイヒールでの入場
- (2) ペットを同伴して場内に立ち入る行為
- (3) 火の使用、飲食する行為

(4) その他、サッカー場の管理上支障があると組合が認める行為
(使用時間)

第5条 サッカー場の使用時間は、規則第5条の規定に拘わらず午前8時30分から午後5時までとする。ただし、開始時間を早め、若しくは終了時間を日没まで延長又は短縮することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、組合が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成31年3月4日告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。